

第13次吹田市水道事業経営審議会

第1回

《 参考資料 》

- 資－1 執行機関の附属機関に関する条例
- 資－2 吹田市水道事業経営審議会規則
- 資－3 第11次吹田市水道事業経営審議会諮問・答申
- 資－4 第12次吹田市水道事業経営審議会意見のまとめ
- 資－5 第12次水道事業経営審議会の審議状況等一覧

令和2年（2020年）10月28日（水）

○執行機関の附属機関に関する条例

昭和32年3月29日条例第302号

改正

昭和36年12月14日条例第398号

最近改正

令和元年12月27日条例第65号

執行機関の附属機関に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項（附属機関の設置）に基づき、本市に設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、別表のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(以下省略)

別表（第2条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担当事務
市長	吹田市住宅審議会	市営住宅の建設及び管理に関する事項、住宅施策に関する重要事項等についての調査審議に関する事務
	吹田市市税審議会	市税の賦課徴収についての調査審議に関する事務
	吹田市下水道事業 受益者負担金審査	都市計画下水道事業受益者負担金の減免基準についての調査審議に関する事項

委員会	
吹田市総合計画審議会	市の総合計画審議に関する事務
吹田市特別職報酬等審議会	市特別職の報酬等の額についての審議に関する事務
吹田市青少年問題協議会	青少年問題の総合的施策の樹立についての調査審議及びその施策を実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務
吹田市医療審議会	医療関係諸問題についての調査審議に関する事項
吹田市水道事業経営審議会	水道事業経営についての調査審議に関する事項
吹田市地元企業等共同研究開発事業認定審査会	地元企業等共同研究開発事業の補助の対象となる事業の認定についての審議に関する事項
JOBナビすいた運営業務委託事業者選定委員会	JOBナビすいた運営業務を委託する事業者の選定についての審議に関する事項
吹田市公害診療報酬審査委員会	公害診療報酬についての審査に関する事項
吹田市介護保険施設等選定委員会	介護保険施設等の選定についての審議に関する事項
吹田市予防接種健康被害調査委員会	予防接種に起因する健康被害についての調査審議に関する事項
吹田市営住宅民間資金等活用事業者選定等委員会	民間資金等の活用による市営住宅の整備に係る実施方針の策定並びに事業及び事業者の選定についての調査審議に関する事項
吹田市適正職務等第三者審査委員会	一般職の職員の法令等に違反する疑いのある行為並びに分限処分及び懲戒処分についての調査審議に関する事項

	吹田市入札等監視委員会	入札及び契約についての調査審議に関する事項
	吹田市民営化保育所移管先選定委員会	民営化する吹田市立保育所の移管先の選定についての審議に関する事項
	吹田市障害福祉サービス業務委託事業者選定等委員会	障害福祉サービス業務を委託する事業者の選定及び評価についての審議に関する事項
	吹田市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定等委員会	地域包括支援センター運営業務を委託する事業者の選定及び評価についての審議に関する事項
	吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会	留守家庭児童育成室運営業務を委託する事業者の選定及び評価についての審議に関する事項
	吹田市生活困窮者自立相談支援事業委託事業者選定等委員会	生活困窮者自立相談支援事業を委託する事業者の選定及び評価についての審議に関する事項
	吹田市障害者相談支援業務等委託事業者選定等委員会	障害者相談支援業務等を委託する事業者の選定及び評価についての審議に関する事項
	吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会	障害者福祉施設等の整備に係る補助の対象となる事業者の選定についての審議に関する事項
教育委員会	吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会	義務教育諸学校の教科用図書の選定についての調査審議に関する事項

	吹田市小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会	小学校給食調理等業務を委託する事業者の選定についての審議に関する事項
	吹田市立図書館窓口等業務委託事業者選定委員会	図書館窓口等業務を委託する事業者の選定についての審議に関する事項
	吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ青少年交流活動支援業務委託事業者選定委員会	青少年交流活動支援業務を委託する事業者の選定についての審議に関する事項
	吹田市いじめに係る重大事態調査委員会	市立学校におけるいじめに係る重大事態の事実関係についての調査に関する事項
	吹田市立学校空調設備整備業務委託事業者選定委員会	学校空調設備整備業務を委託する事業者の選定についての審議に関する事項

改正

平成17年3月31日規則第17号

平成19年3月30日規則第37号

平成27年3月31日規則第13号

平成30年8月27日規則第46号

吹田市水道事業経営審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和32年吹田市条例第302号)第3条の規定に基づき、吹田市水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業経営に関する重要事項について調査審議し、答申するものとする。

2 審議会は、水道事業経営に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 水道使用者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会の運営については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道部企画室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

附 則

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第17号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第37号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第13号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月27日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

29 吹水企第 517 号
平成 29 年 9 月 5 日
(2017 年)

吹田市水道事業経営審議会
会長 北詰 恵一 様

吹田市長 後藤 圭二

水道事業経営の重要事項に関する調査審議について(諮問)

吹田市水道事業経営審議会規則(平成 27 年 3 月 31 日改正 規則 13 号)第 2 条に基づき、
下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 吹田市水道事業の新たな基本計画について

以上

(諮問の趣旨)

我が国においては、既に人口減少、節水型社会が前提となり、今後も料金収入の減少が見込まれる中、巨大地震の脅威、施設老朽化の進行、技能・技術の継承等は全ての水道事業者が抱える共通の課題です。

これらの課題に対応するため、本市では平成 22 年に「すいすいビジョン 2020」を策定し、6 本の柱からなる 64 の事業を進めるとともに、平成 25 年には「吹田市水道施設マスタープラン」を策定し、水道施設再構築の道筋を示したうえで、施設・管路の耐震化と更新を推進しているところです。

また、これら施設整備に必要となる財源を確保するため、平成 28 年 4 月には 19 年ぶりとなる料金値上げを実施し、経営基盤強化にも取り組んできました。

しかし、この間、水道水の安定供給を脅かす様々な事象が発生しています。平成 23 年 3 月の東日本大震災並びに平成 28 年 4 月の熊本地震では、尊い人命と財産が失われるとともに、水道施設にも甚大な被害が発生しました。さらにインフラの老朽化が大きな社会問題となった平成 24 年の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故や関東地方の水源である利根川水系で発生した水質事故など、従来から認識していたリスクが更に顕著な形で現われてきており、我々水道事業者の対応も急務となっています。

経営面では、水需要の減少等による収益の低下など水道事業を取巻く状況が悪化する中において、水道事業の広域化、コンセッション方式による運営権の民間委託、民間資金とノウハウを活用するPFI事業など様々な経営基盤強化の手法が国から示されています。その中でも、広域化に関して、全国的に統合に向けた活発な動きが出てきました。大阪府では大阪広域水道企業団と市町村水道事業との統合が始まっており、平成 29 年 4 月から四條畷市、太子町及び千早赤阪村の 3 団体が統合事業を開始しました。さらに 7 市町の水道事業者が平成 31 年 4 月からの統合に向けて協議を進めています。

厚生労働省は、平成 25 年 3 月にこれまでの水道ビジョンに代えて、来るべき時代に求められる課題に挑戦するため、安全、強靱、持続の 3 つの観点に基づく「新水道ビジョン」を公表しました。

さらに平成 26 年 8 月には総務省通知により、全国の公営企業に対して、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むための「経営戦略」の策定が求められています。

このような状況の中、本市では「すいすいビジョン 2020」の大きな方向性は引継ぎつつ、平成 31 年度から 10 年間の計画期間とする(仮称)「新すいすいビジョン」(以下「新ビジョン」)の策定に着手することとしました。

新ビジョンは、すいすいビジョン 2020 と同様に本市水道事業の基本計画と位置付け、基本理念やその実現に向けた施策、事業に加えて、施設整備についての具体的な取組などを明らかにするとともに、事業運営に必要となる資金やその確保策についての考え方を投資・財政計画の中で明示します。

以上のことから、本市水道事業の新たな基本計画の策定にあたり、健全な水道施設の維持と持続可能な事業経営を図るため、これからの 10 年間で必要な施設整備と経営基盤強化の方策について意見を求めるものです。

平成 30 年 5 月 25 日
(2018 年)

吹田市長 後藤 圭二様

吹田市水道事業経営審議会
会長 北詰 恵一

水道事業経営の重要事項に関する調査審議について（答申）

平成 29 年(2017 年)9 月 5 日付け 29 吹水企第 517 号にて諮問された「吹田市水道事業の新たな基本計画について」別紙のとおり答申します。

はじめに

吹田市の水道事業は、昭和2年(1927年)の事業開始以来90年以上にわたり、市民生活、産業活動を支え続け、現在では、高度経済成長期に建設された施設・管路の更新と巨大地震に備える耐震化を大きな柱としながら、水道システムの再構築事業に着手している。

水道部は、これらの施設整備を着実に進めるとともに、効率的な経営と地域に根差した事業運営を目指し、平成21年(2009年)12月に「すいすいビジョン2020～吹田の水標～」を策定し、平成32年度(2020年度)を目標年次として事業を推進している。

この間、平成28年(2016年)4月には、当審議会からの答申に基づき、2年間で平均10%となる水道料金の値上げを実施し、経営基盤の強化を図っている。

一方、すいすいビジョン2020策定後の平成23年(2011年)には東日本大震災が、平成28年(2016年)には熊本地震が発生し、インフラの耐震化・老朽化対策など、我が国の社会基盤整備の重要性が改めて浮き彫りになった。また、平成24年(2012年)には、関東地方の水源である利根川水系で水道水源の安全を脅かす水質事故が発生している。

国でも様々な動きがあり、厚生労働省においては、平成25年(2013年)に安全・強靱・持続をコンセプトとする新水道ビジョンを公表するとともに、広域連携や官民連携の推進を柱とする水道法の改正が現在国会で審議されている。総務省では、今後10年間の投資・財政計画を明らかにする経営戦略の策定を全国の公営企業に要請するなど、水道事業を取巻く情勢は、すいすいビジョン2020策定後も大きく変化している。

このような状況の中、当審議会は、平成29年(2017年)9月5日に市長から「吹田市水道事業の新たな基本計画について」諮問を受けた。

我が国の人口が長期的な減少局面に突入する中であって、吹田市の人口は増加傾向を示しているものの、近い将来には減少に転じることは明らかであり、その際には水需要も今以上の落込みが見込まれることから、更なる節水型社会への対応が必要である。

また、すいすいビジョン2020は策定から8年が経過し、平成24年(2012年)3月には水源から給水栓までの水質管理の維持・向上を目的とする「水安全計画」を定め、平成25年(2013年)3月には、概ね40年後の水道施設の将来像を示した「吹田市水道施設マスタープラン」を策定し、既に片山浄水所の整備を中心とする再構築事業を進めている。

当審議会では、「安全で強靱な水道水の供給を目指す施設整備」、「吹田の特性を活かす事業運営」、「持続可能な水道事業の経営」の3つの視点から、5回にわたって審議し、ここに答申を取りまとめたものである。

また、諮問審議に先立ち、学識経験者委員から「フューチャー・デザイン」と題して将来世代の視点から施策を考える取組の提案を、また「これからの水道事業のあるべき経営形態」と題して水道事業に相応しい様々な経営管理・分析手法の提案を受け審議した結果も踏まえている。

新たな基本計画の策定にあたっては、本答申に基づき、ライフライン事業者として安全な水道水の供給と強靱な水道施設の構築に全力で取り組むとともに、広報・イベントなどを通じて市民との対話を進め、経営面においてはより一層の企業性を発揮することで、市民からの更なる信頼を得られることを特に望むものである。

1 安全で強靱な水道水の供給を目指す施設整備について

吹田市水道部は平成 25 年(2013 年)3 月に策定した「吹田市水道施設マスタープラン」に基づき、水道システムの再構築に向けて積極的な施設整備に取り組んでいる。

今後も水道事業が直面する人口減少及び水需要の減少、巨大地震等の自然災害への備えをはじめとする危機管理の向上のほか、水質管理の維持・向上及び環境負荷低減の推進を視点としながら水道ネットワークをより充実させていく考え方にに基づき再構築事業を着実に進めることが重要である。

その中で、以下の点に留意して事業の推進を図るべきである。

(1) 片山浄水所の充実を始めとしたマスタープランに基づく施設整備

片山浄水所水処理施設更新工事及び片山浄水所・泉浄水所連絡管布設工事を着実に進めるとともに、泉浄水所の将来的な廃止を見据えた南部地域への安定給水確保のための施設整備として、片山浄水所における地下水源の増強や大阪広域水道企業団からの十分な受水のために必要な千里幹線南千里分岐と片山浄水所を結ぶ送水管の布設を優先的に行うこと。

また、広域連携の取組である大阪広域水道企業団の千里浄水池内で行われる、豊中市、箕面市との共同ポンプ施設整備計画を遅滞なく進めるとともに、その施設整備により統廃合される蓮間配水場の跡地利用について、水道事業として有効活用することを基本に検討すること。

これらの事業においては、将来の水需要を見据えた適正な規模で整備を進めるとともに、新技術や民間のノウハウを積極的に活用するなど、事業費の縮減に努めること。

(2) 効果的で効率的な水道施設の更新と耐震化

施設・管路の整備においては、長期的な視点から計画的に更新するとともに、近い将来、予測されている巨大地震の発生に備え、断水を最小限にとどめるよう耐震化を促進すること。

管路更新の路線選定にあたっては、機能性や市民生活への影響を踏まえた重要度を考慮し、併せて耐震化の必要性も要素とすることで効率的な事業執行を行い、基幹管路の耐震化においては、災害リスクや社会的ニーズを踏まえて重要給水施設管路など耐震化効果の高い路線の整備を優先的に進めること。

(3) 危機管理のさらなる向上を図る防災施策

災害時給水拠点等の整備を進めるほか、危機管理マニュアル等の充実を含めたソフト面の強化に努めるとともに、地震以外の風水害、水質事故等にもリスクマネジメントの考え方を取入れ危機管理能力のレベルアップを図ること。

また、防災施策について、市民がその安全性を理解し、安心できるような情報提供に努めること。

(4) 水道水の安全性を守り続けるための水質管理

水安全計画に基づき、引続き高い安全性を維持するための取組として、水質検査結果の信頼性を保証する「水道 GLP (Good Laboratory Practice 優良試験所規範)」を維持し、水道水の安全性について市民への分かりやすい情報提供に努めること。

将来的な水道使用量の減少を考慮し、滞留などによる水質悪化を防止するための対策として施設規模の最適化について検討すること。

(5) 環境負荷低減を目指す施設整備

水道事業は水循環を前提とした事業であることから、地球環境を意識しながら引続き自然流下での配水方式の拡大に努めるとともに、環境負荷低減の取組として、実効性の高い再生可能エネルギーの導入を積極的に進めること。

2 吹田の特性を活かす事業運営について

吹田市は、「垂水の滝」が万葉集に詠われるなど、古来より水にゆかりのある地域である。千里丘陵から流れる良質で豊富な地下水は、地震等の災害に強い水源であることのほか、淀川水系のみに依存することなく複数の水源を持つことにより水源水質事故等のリスクを分散できる強みがあるため、地下水を確保しその浄水処理のノウハウを蓄積してきた。

また、昭和 45 年(1970 年)には大阪万博が開催され、日本初のニュータウン開発が行われるなど急速な発展を遂げてきた。それから約 50 年が経過し、現在では高度経済成長期に建設された多くの水道施設が一斉に更新時期を迎えている。このことは、急激な更新投資の増加による財政悪化が懸念される一方で、次世代の水道システムへ効率的に再構築できる好機と捉えることもできる。

これらのような吹田市の地域特性を踏まえ、必ずしも国や府が示す標準的な水道にとられない「吹田らしさ」を活かした水道事業を考える必要がある。今や市民生活や産業活動に欠かすことのできない水道水を、将来にわたり安定して供給し続けるために、健全経営を持続することの必要性を市民に分かりやすく説明し、信頼される身近な水道を目指すとともに、水道事業の持続可能性の向上を図ることが重要である。

その中で、今後の事業の推進にあたっては、以下の点に留意されたい。

(1) 「地域の水道」のあり方

様々な経営課題のほか、巨大地震発生時には大規模な断水の可能性があることなどのリスクについても、職員が地域に出向き市民との対話を通じて情報共有するとともに、事業の「見える化」に努め、市民に身近で信頼される水道を目指すこと。

また、吹田特有の歴史的な水文化の中で育成された「地域の水道」として、従来から実施している「すいすいくん祭り」などに加えて、職員が地域に足を運んで水道事業についての理解を深める取組を推進するほか、健全な水循環などについて考える機会を設け、水の大切さや水道水の安全性などについて積極的に PR すること。

(2) 将来世代を見据えた水道事業のあり方

将来的な人口減少や水需要減少に伴う収入減を見据え、水道施設の規模の適正化などを考慮し、将来にわたり安定した事業経営が可能となるように基盤強化を図ること。

また今後、経営上の重要課題を検討する際には、将来世代の視点から施策を考える「フューチャー・デザイン」に取り組むこと。

(3) 直営と委託、公営企業としての責任

安全な水道水の安定供給という水道事業体の責任を将来にわたって果たすことができるよう、技術・技能の継承を図るとともに非常時を想定した体制の確保が必要である。

一方で、公的責任を果たすことを前提にしながら、民間のノウハウを活用した業務委託の拡大等の可能性を検討し、公民連携の推進による効率的な事業経営に努めること。

(4) 府域一水道と広域連携の考え方

大阪府内の水道事業体の統合を目指す「府域一水道」に関して、市民のメリットを第一に考えながら、今後の厳しい経営環境を考慮し、事業統合を検討すべき時期等について想定しておくこと。

また、段階的かつ発展的な広域化の手法として、施設の共同化、業務の共同委託などについて、大阪広域水道企業団及び近隣事業体との連携を積極的に進めること。

3 持続可能な水道事業経営について

吹田市においては、水需要が減少傾向にある一方、施設・管路の老朽化が進む中、施設整備の財源を確保するために平成 28 年(2016 年)に水道料金が改定された。これに伴い、用途別料金体系から口径別料金体系に移行するとともに基本料金割合の見直しなどが行われた。

しかし、今後、施設整備がピークを迎える中であって、将来にわたり健全な水道事業を持続するためには、中長期的な視点に立った計画的な事業の推進と実効性の高い財源確保を図る財政計画を柱とした経営戦略により経営基盤の強化を図ることが必要である。

同時に、事業の効率化や水道水の需要につながる取組の検討はもとより、水道利用者へのサービスの充実など、より一層の経営努力が求められる。

これからの事業経営にあたっては、以下の点について留意されたい。

(1) 水道料金のあり方

事業収入の根幹となる水道料金については、これまで当審議会が示した考え方を踏まえながら、そのあり方について更なる検討が必要である。

健全な水道事業を次世代に引継ぐために必要な施設整備を見据えながら、また一方で地方公営企業としての不断の経営努力を重ねたうえで、料金水準を定期的に検証し、収支バランスを欠く事態が予測される場合など必要に応じて、適正な水準となるよう改定すること。

節水型社会にあっても安定的に収入が確保できるよう、引続き基本料金割合の見直しが必要と考えるが、生活に欠かせない安全な水を全ての人に供給すべき水道事

業においては、生活者の負担に十分配慮すること。

一方、給水収益の大幅な減少につながる大量使用者の地下水利用等への転換に対しても、更なる逡増度の緩和などの防止策の検討が必要であり、大量使用者と生活者との負担のバランスについて考慮すること。

水道料金の改定の際には、市民の理解を得ることが重要であることから、その必要性について、市民への説明並びに情報の提供に努めること。

(2) 運転資金保有額などの財政規律の考え方

財政状況の検証にあたっては、確保すべき運転資金や企業債の発行などに関する財政規律の考え方を明確にし、市民に分かりやすい財政運営を図ること。

また、長期的な視点に立った計画的な施設整備など効率的な事業運営に努めるとともに、その財源となる企業債の発行については、将来的な人口減少を踏まえ、市民一人当たりの企業債残高などにより現世代と将来世代との負担の公平性を考慮しながら、水道料金と企業債のバランスのとれた財源確保を図ること。

(3) 実践的な経営管理手法

健全な事業運営を図るには、従来からの経営管理手法の長所を引続き活かしつつ、ベンチマーク等の手法を用い、府内各市や類似団体との比較などから事業の進捗管理を行うとともに、改善策の検討、業務水準の向上を図ること。併せて経営状況を明確にしたうえで市民への情報発信に努めること。

(4) その他

水需要の減少につながる地下水等利用専用水道に対しては、負担金の徴収や水道水の使用量を一定確保するための方策等について他市事例を研究し、法的根拠を明確にしながらか必要な対策を検討すること。

大阪広域水道企業団の用水供給料金の値下げにあたっては、今後の施設・管路の更新・耐震化等の必要性を考慮し、施設整備の財源として有効に活用すること。

令和元年9月18日
(2019年)

吹田市長 後藤 圭二様

吹田市水道事業経営審議会
会長 北詰 恵一

「水道事業の経営状況と適正な料金水準」について
第12次吹田市水道事業経営審議会意見のまとめ

本審議会は、平成30年(2018年)10月に発足して以来、本市水道事業の現状と課題等を共通認識とするとともに、水道事業の経営状況と適正な料金水準について審議を行ってまいりました。

審議においては、水道部から施設整備や事業経営に関する考え方、今後の財政状況等の説明や報告を受ける中で、各委員から様々な意見が出されました。

このたび、平成29年(2017年)9月5日付の第11次吹田市水道事業経営審議会からの答申を踏まえた水道事業の基本計画が策定され、これに基づき事業が進められることから、安全な水道水を将来にわたり供給するための事業実施やそれを支える経営基盤の強化について、本審議会からの意見として申し述べるものです。

はじめに

水道は、市民生活、産業活動に欠くことのできない重要なライフラインです。安全な水を供給し続けられるよう大規模災害に備えた耐震化や老朽化した水道施設の更新が求められるものの、人口減少や節水型社会の定着などから水需要は減少傾向にあり、全国的に水道事業を取り巻く社会情勢は、厳しさを増しています。

このような状況のもと、昨年、水道の基盤強化を図るため、広域連携の推進や適切な資産管理、官民連携の推進を柱として水道法が改正され、給水責任を公に残しつつ、民間事業者による事業運営が可能となりました。

しかし、本審議会では、吹田市においてライフラインを民間に委ねるメリットを十分には見いだせないとの思いから、近隣市との広域連携などにより一層の経営効率化に取り組むとともに、必要な事業が先送りされないよう料金水準の適正化を図ることで経営基盤を強化し、将来にわたって公営企業として水道事業を担うことを望みます。

なお、適正な料金水準の検討にあたっては、以下の点に十分留意してください。

1 持続可能な水道を目指した施設整備について

- (1) 将来にわたり安全な水道水を供給し続けるためには、水道施設を健全に保つことが重要であることから、アセットマネジメントを活用しながら、計画的に施設・管路の更新や耐震化を進められたい。
- (2) 予測不能な災害リスクに対する耐震化等の施策を戦略的に進めるとともに、老朽化管路の更新においても、大規模災害をはじめとした緊急時の重要度などを考慮し、優先順位を整理のうえ効率的に進められたい。
- (3) 水道施設の計画・整備にあたっては、住みやすいまち「吹田」であり続けられるよう、将来世代の市民の視点で施策を考えるフューチャー・デザインを活用し、将来の水需要や社会のあり様を見据えた施設規模の最適化を検討されたい。

2 健全な水道を維持するための財源確保について

- (1) 安全で良質な水道水を供給し続けるために、施設・管路の老朽化が進行している厳しい現状の改善に向け、更新など施設整備を着実に進めるとともに、大規模災害の備えとして必要な資金の確保に努められたい。
- (2) 施設整備の財源を水道料金の値上げのみで対応することには限界があることから、公的補助金等の活用のほか新たな財源の確保に向けて、国や府等へ支援策の充実を要望されたい。
- (3) 施設整備費の財源となる企業債については、将来世代に過度な負担を残さないよう借り入れ額を抑えるなどの必要な手立てを講じて、世代間の負担の公平性確保に努められたい。

3 水需要を見据えた適正な水道料金について

- (1) 将来的な人口減少や節水型社会への対応を考慮した基本料金割合の増加や原価割れとなる料金の改善など、受益者負担の考え方にに基づき、定期的に料金水準の検証を行い、適正化を図られたい。
- (2) 水道は市民の生命、生活に不可欠なライフラインであることから、料金水準の見直しにあたっては、生活者の過度な負担とならないよう十分配慮することを基本としながら、大口使用者に大きく依存した現行の料金体系についても、逡増度の更なる緩和を図られたい。
- (3) 水道事業の経営状況について日頃から周知を図るとともに、料金改定を行う場合には、市民がその必要性を理解できるよう十分な説明に努められたい。

4 地下水利用専用水道への対策について

- (1) 地下水利用専用水道は、市の水道水の使用量が少量である場合であっても、水道水の給水に必要な設備の維持に多額の費用を要し市の負担は大きいことから、その設置者に対し、他市の事例を参考に適正な負担を求めること等の具体策を検討されたい。
- (2) 対策を講じるにあたり、医療機関等においては、危機管理の観点から複数水源として地下水利用専用水道の設置が進められていることなどの状況を考慮しながら、適切な対応に努められたい。

5 環境負荷低減の取組について

多くの電力を使用する水道事業においては、引き続き地形の高低差を活かした自然流下による効率的な水運用を行い、省電力化を図るとともに、小水力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用にも努められたい。

第12次水道事業経営審議会の審議状況等一覧 No. 1

開催	出席委員	主な議題	概要・意見
第1回 平成30年10月19日 (2018年)	19名	(1)委嘱状交付 (2)正副会長選出 (3)経営審議会の概要と審議経過 (4)水道事業の現状と課題 (5)水道事業の財政状況について	(概要) 審議会の概要やこれまでの審議経過、水道事業の現状や課題などについての説明。 (意見) ・水道いどばた会議は、大変良い取組であると思うので、より多くの人に参加してもらえるよう広報・PR方法の検討が必要。 ・ホームページやSNSなどのインターネットによるものだけでなく、停電時や高齢者への配慮なども考慮した情報発信が必要。 ・老朽化した施設・管路の更新費用が必要になる一方、水需要が減少していく状況の中では、適正な料金水準についてもっとアピールするべきではないか。
第2回 平成31年1月22日 (2019年)	17名	(1)今後の審議について (2)水道事業の新たな基本計画(案)の中間報告 (3)水道事業の経営状況と適正な料金水準 (4)消費税引上げに伴う今後の対応	(概要) 審議会の今後の審議予定について説明、水道事業の新たな基本計画(案)、経営状況と適正な料金水準、消費税引上げに伴う今後の対応についての審議。 (意見) ・管路の更新については更新のボリュームよりも、それがどのような効果を生むのかということをも市民にもわかりやすく説明できることが必要。 ・管路更新などの優先順位を決めていく際には、フューチャー・デザインによる将来の視点から評価していくことが必要であると考えている。
第3回 令和元年5月21日 (2019年)	19名	(1)水道事業の新たな基本計画(案)の中間報告 (2)水道事業の経営状況と適正な料金水準	(概要) 水道事業の新たな基本計画(案)の基本理念・基本方針・施策、本市水道の給水量、給水収益の状況や料金算定の仕組みなどについての審議。 (意見) ・基本方針として「地域」を加えるのは、市民・地域との関わりという点で非常に大事なことである。 ・本市の水道水の水質についてもっとPRしてはどうか。 ・地下水利用専用水道についての対応を今以上に考える必要がある。 ・料金値上げは市民生活に影響するので、国に補助金などの支援策を働きかける必要がある。 ・将来的にも民営化することのないようにしてほしい。

第12次水道事業経営審議会の審議状況等一覧 No.2

開催	出席委員	主な議題	概要・意見
<p>第4回 令和元年8月6日 (2019年)</p>	<p>19名</p>	<p>(1) 水道事業の新たな基本計画(案)の中間報告 (2) 水道事業の経営状況と適正な料金水準 (3) 審議会意見のまとめ</p>	<p>(概要) 水道事業の新たな基本計画素案への委員意見とそれに対する本市の考え方、水道事業の経営シミュレーションの結果や適正な料金水準の考え方などについての審議。 (意見) ・施設整備について、必要性の判断基準や優先順位を整理することで、わかりやすくなるのではないかと。 ・水道料金を主とした事業運営は限界が来ているのではないかと。独立採算制で経営を行うことを前提に、水道料金以外の収入を得る方法が必要ではないかと。 ・太陽光発電や水力発電など自然エネルギーを有効活用しながら、電力費用の削減を考えるべき。 ・過度な借金は将来に負担を先送りになることになるので避けるべき。 ・原価割れの水道料金により将来世代に大きな負担を残さないよう適正な料金水準としてほしい。 ・一般会計から繰り入れて施設整備費に充てる必要があると思う。</p>
<p>第5回 令和元年9月11日 (2019年)</p>	<p>16名</p>	<p>(1) 水道事業の新たな基本計画(案)の中間報告 (2) 水道事業の経営状況と適正な料金水準</p>	<p>(概要) 水道事業の新たな基本計画素案に対するパブリックコメント実施結果の報告、本市水道事業の経営状況や適正な料金水準に関するこれまでの審議の振り返りと意見の整理。 (意見) ・基本計画には災害時給水拠点の場所を図示すると分かりやすい。 ・市民に配布することを考えて、概要版を分かりやすく作成してほしい。 ・水道料金は電気料金などに比べると安く、原価割れの緩和ができればと思う。 ・住みやすい吹田を守るために、生活者に過度な負担とならないよう配慮した水道料金の設定にしてほしい。</p>
<p>第6回 令和2年1月16日 (2020年)</p>	<p>19名</p>	<p>(1) 水道料金改定について(報告) (2) すいすいビジョン2029の実行計画について (3) 大阪広域水道企業団との人事交流について</p>	<p>(概要) 水道料金の改定内容や市民説明会等に関する報告、「すいすいビジョン2029」の実行計画の概要についての審議、大阪広域水道企業団との人事交流の内容等の報告。 (意見) ・今後も「水道いどばた会議」や「市民説明会」をはじめとした水道事業についての広報活動を積極的に行うとともに、市民へのPRを工夫してほしい。 ・市民満足度の向上には、市民の水道への関心や安心度を高めるような情報提供について、より一層の工夫が必要と思う。 ・危機管理や環境負荷低減など様々な課題について、水道だけでなく市全体で取り組む必要があると思う。そのためには、国や府、市からの財政支援が必要だと考える。 ・スマートメーターの実装実験に向けて様々な方法を検討してほしい。</p>